

電気通信事業法施行規則等の一部改正に係る省令案等のうち、第二種指定電気通信設備との接続に係る事項^(※1)に対して提出された意見^(※2)の提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者 (計 7 件)		
受付	意見受付日	意見提出者
1	平成 29 年 7 月 5 日	個人
2	平成 29 年 7 月 24 日	株式会社ケイ・オプティコム
3	平成 29 年 7 月 24 日	一般社団法人テレコムサービス協会
4	平成 29 年 7 月 24 日	株式会社NTTドコモ
5	平成 29 年 7 月 24 日	ソフトバンク株式会社
6	平成 29 年 7 月 24 日	KDDI 株式会社
7	平成 29 年 7 月 24 日	個人

(※1) 以下、省令案等に係るもの。

<省令案>

- ・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案
(第 23 条の 9 の 3 及び第 23 条の 9 の 5)
- ・第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案
(第 4 条第 2 項、第 13 条及び第 16 条)

<告示案>

- ・平成 28 年総務省告示第 107 号 (情報の開示に関する事項を定める件) の一部を改正する告示案

(※2) 次ページ以降の意見のうち(略)としているものは、再意見募集の対象でないもの。

意見書

平成 29 年 7 月 5 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等(新旧対照表)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

(別紙)

2017年1月に電気通信紛争処理委員会の答申が出るまで「当該SIMカードの提供を求める行為は、接続の請求の一環をなす」かどうかを明らかにしてこなかったことは、総務省の瑕疵です。日本通信が申し立てをしなければ、今でもSIMカードの種類と機能について接続約款に明記されることはなかったでしょう。

すでにMVNOへの差別的な機能制限が掛けられたMNO端末が何千台も流通しているはずで、iOS端末についてはキャリア設定の変更により即座に制限を解消できるとしても、Android OSほかの端末については端末ごとにソフトウェア更新が必要で、どうせ既存販売分はそのままです。

KDDIはVoLTE対応SIMカードのICCIDをMVNO個別に変更することで、2年半にわたってMVNOの活動を妨害できましたし、ソフトバンクも特定のiPhone/iPad対応SIMカードのIMSIをMVNOに使わせないことで、日本通信のサービス開始を半年以上遅らせることに成功しました。

業務改善命令が出た時点で従えば良いだけの話で、課徴金や罰則などありませんから、結局は「やったもの勝ち」がはびこる業界です。

総務省の無能ぶりには本当に頭が下がります。

以上

意見書

平成29年7月24日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏 名 株式会社 ケイ・オブティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等(新旧対照表)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

該当箇所	意見
総論	<p>移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等を確認し、MVNO からあげられた諸課題に対して、このたび迅速に制度的措置を講じていただいたことについては、MVNO の発展に寄与する取り組みであり、高く評価しています。</p> <p>また、意見募集の対象となっている省令等については、移動系通信市場における公正競争環境の向上に資する内容となっており、改正内容について賛同いたします。</p> <p>なお、MVNO の契約者数は 2017 年 3 月時点で 1,586 万と増加傾向となっておりますが、移動系通信の契約数に占める SIM カード型の契約数比率は 5.9%と未だ低水準にあります。MVNO による多様かつ高度なサービスを通じて、利用者の多様なニーズをより広く満たしていくためにも、総務省殿においては引き続き公正競争促進と利用者の利便性向上に向けて、迅速かつ確実に取り組んでいただくことを要望します。</p>
電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正する省令案（第 23 条の 9 の 5 及び第 25 条の 7）及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（第 23 条の 9 の 3 及び様式）	<p>第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加する本省令案に賛同いたします。</p> <p>検証可能性を確保することを目的に追加された内容については、総務省殿において確実に検証していただくと共に、可能な限りその検証結果については公表していただくことを要望します。</p>

<p>平成 28 年総務省告示第 107 号 (情報の開示に関する事項を定める件)の一部を改正する告示案</p>	<p>第二種指定設備設置事業者に対して、本告示案で示された事項の情報開示義務を課すことは、第二種指定設備設置事業者と MVNO 間の情報の非対称性を軽減する取り組みであり、本告示案に賛同いたします。この措置に加えて、第二種指定設備設置事業者が本告示に則って適切に情報開示を行っていることについて、総務省殿において適時確認いただくよう要望します。</p> <p>また、「平成 28 年総務省告示第 107 号第二条第六号（見込みの額に関する情報）」については、見込みの額と実際の額との乖離に対する懸念はあるものの、新規参入する事業者にとっては予見性の観点で有用な情報と考えられ、既存の事業者にとっても今後追加される新機能について予見性が高められるものと考えます。そのため、見込みの額の算定に関する前提を明確にするなどして、乖離額が生じることへの配慮を行った上、公表することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、必要に応じて見込みの額と実際の額の乖離が生じた要因を検証していくことも有効であると考えます。</p>
<p>MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案</p>	<p>(略)</p>

以 上

意見書

平成29年7月24日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうく³にほんばしにんぎょうちょう
東京都 中央区 日本橋 人形 町 3-10-2

フローラビル 8 階

氏名

いっばんしゃだんほうじん^{きょうかい}
一般 社 団 法 人 テレコムサービス 協 会

かいちょう^{すず き こう いち}
会 長 鈴 木 幸 一

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等(新旧対照表)」に関し、別紙
とおりに意見を提出いたします。

該当箇所	意見
—	<p>このたび、電気通信市場検証会議での調査結果を踏まえ、MVNOにかかる諸課題に対応すべく、迅速に制度的措置を講じていただいたことについて、感謝申し上げます。</p> <p>また、意見募集対象となっております省令等の改正内容につきましては、いずれもMVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に資するものであり、ひいてはモバイル市場全体の公正競争環境の向上に寄与するものと考えますので、賛同いたします。</p>
電気通信事業法施行規則の一部改正案 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 電気通信事業報告規則の一部改正案	<p>いずれの省令改正内容につきましても、接続条件の透明性・適正性等の確保、接続料および卸電気通信役務提供の業務にかかる検証可能性の向上に資するものであり、これによりMVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に寄与するものと考えますので、本案に賛同いたします。</p>
平成28年総務省告示第107号(情報の開示に関する事項を定める件)の一部を改正する告示案	<p>第二種指定設備設置事業者による情報開示は、MVNOにおける事業運営にとって非常に重要でありますので、今回示された各事項について第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加する本案に賛同いたします。</p> <p>特に、第2条第6号に新設の網改造料等に関する見込み額の公表については、新規参入しようという事業者等の予見可能性を高め、多様なMVNOの出現、さらにはサービスの多様化・高度化による利用者利便の向上につながるものであり、望ましいと考えます。</p>
MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案	(略)

意見書

平成29年7月24日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150
住所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等(新旧対照表)」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。

つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

【総論】

我が国のモバイル市場は、モバイルの活用により企業活動の効率化や事業拡大が実現され、M2M やクラウド、ビッグデータ、IoT 等の新技術の発展により、多種多様な産業やサービスが生み出されております。

当社も、MVNO を含めた広範囲の異業種のプレーヤーとの連携を通じ、絶え間ないイノベーションを推進することで、我が国の世界最高水準の ICT 基盤を更に普及・発展させ、国際競争力・産業競争力の向上に貢献する所存です。

この点、平成 26 年 12 月の「2020 年代に向けた情報政策通信の在り方 答申」(以下、「2020 答申」という)等を踏まえ、電気通信事業の公正な競争の促進と、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、平成 27 年 5 月に電気通信事業法の改正が行われたと認識しております。

当社はこれまでも法令・ガイドラインに則り適切な事業運営に取り組んでおるところ、今般の関係省令等はモバイル市場における公正競争環境の向上に資する点について賛同致しますが、今般整備される関係省令等の運用にあたっては、多様な事業者との連携の加速、イノベーションの促進という2020答申の趣旨を鑑み、萎縮効果が生じることのないよう、十分な配慮と柔軟な運用をお願い致します。

また、MVNO 利用者の拡大に伴い、その利用者保護に係る社会的責任は益々増大する一方、MVNO に係る様々な問題が顕在化しております。

今後、MVNO 市場の更なる拡大が見込まれる中、モバイル市場の健全な発達の観点及び利用者保護の観点から、MVNO においても、電気通信事業者として求められる責務が十分に履行されるよう、早急な制度整備が必要と考えます。

なお、制度整備にあたっては、これまでの累次のルール整備と同様に、関係事業者の負担にも配慮し、関係事業者を含めたオープンな議論を尽くした上で、行われることが望ましいと考えます。

【各論】

第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)の一部改正案

該当箇所	意見
第4条第2項	<p>第二種指定電気通信設備接続料規則(以下、「接続料規則」という)は、「第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額に関して、電気通信事業法第34条第3項第1号口の機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項」を定めるものと認識しております。</p> <p>「回線管理機能」及び「SIMカード」は、第二種指定電気通信設備に該当しないにも関わらず、改正概要に記載のとおり、「データ伝送交換機能について、当該機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素」である点のみをもって、あたかもアンバンドル機能であるデータ伝送交換機能の一部として取り扱い、当該料金を接続料規則に定めることは、接続料の解釈を拡大させるものと懸念しております。</p> <p>仮に、第二種指定電気通信設備以外の料金を接続料規則に定めるとのことであれば、今後、接続料の解釈が拡大されることのないよう、その対象は「回線管理機能」及び「SIMカード」のみが該当すること、及び「通信を成立させるために不可欠な構成要素」以外の要件について、明確にお示しいただくことを要望します。</p> <p>なお、「回線管理機能」及び「SIMカード」に係る料金の算定方法の適正性・公平性の向上を図る目的を踏まえれば、電気通信事業法施行規則、またはMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン等に規定する方法もあると考えます。</p> <p>加えて、「SIMカード」については、今後、ソフトSIM等の物理的な媒体を必要としない形態が想定される中、イノベーション促進の観点を踏まえれば、現在提供しているSIMカードのみが該当するものと認識しております。</p>

平成 28 年総務省告示第 107 号(情報の開示に関する事項を定める件)の一部改正案

該当箇所	意見
<p>第 2 条第 1 項第 6 号</p>	<p>本号において規定される料金は、接続事業者の要望に基づき、個別占有的に利用する電気通信設備や通信用ソフトウェアの設置・改修・開発を行う際の費用であり、事業者要望、ネットワーク機器ベンダからの調達時期、及び按分事業者数の変動等により、負担額が変動するものとなります。</p> <p>仮に目安額を公表した場合、接続事業者の予見性向上に資するものとはなり得ず、却って混乱を招く可能性があるものと懸念しております。</p> <p>なお、現在においては、接続事業者からの申込みに対する回答において、必要となる負担額を提示しております。</p> <p>本制度整備は接続事業者の予見性向上を目的としたものである点を踏まえれば、一定の前提条件に基づく目安額を公表する方法ではなく、事前協議等において接続事業者の個別の要望を確認し、当該要望に応じた概算額を申込みの前に早期提示する方法とすることが適当と考えます。</p>
<p>第 2 条第 1 項第 8 号</p>	<p>本規定については、新たに定められた算定方法により算定した金額から開示対象となると認識しております。</p> <p>上記を踏まえれば、「原価に利潤を加えたものに対する原価の比率」については、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号は原価算定期間が 2016 年度(平成 28 年 4 月 1 日)以降のものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号は 2018 年度(平成 30 年 4 月 1 日)以降に適用するものから開示すると認識しております。</p> <p>また、「原価、利潤及び需要の対前算定期間比」については、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号は原価算定期間が 2017 年度(平成 29 年 4 月 1 日)以降のものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号は 2019 年度(平成 31 年 4 月 1 日)以降に適用するものから開示すると認識しております。</p> <p>この点、当該認識に相違が無いか確認をさせていただきたいと考えます。</p>

MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

該当箇所	意見
2(2)4)ウ	(略)
2(2)4)カ	(略)

以上

意見書

平成 29 年 7 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー みやうち けん
代表取締役社長兼 CEO 宮内 謙

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等(新旧対照表)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」(以下、「本改正省令案」といいます)について意見提出の機会を設けていただきましたこと、御礼申し上げます。

以下の弊社意見について、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
<p>電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)の一部改正案 第 23 条の 9 の 5</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)の一部改正案 第 4 条第 2 項</p>	<p>【弊社意見】</p> <p>本改正省令案においては、下記の考えに沿って、規定がなされているものと認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項を満たす要件として、電気通信事業法施行規則(以下、「施行規則」という。)第 23 条の 9 の 5 では「接続事業者が通常必要とする」事項及び「重要性に鑑みた」事項を規定 ・ 上記のうち、「通信を成立させるために不可欠な構成要素」については、第二種指定電気通信設備接続料規則(以下、「接続料規則」という。)上に新たに規定 <p>これら認識が正しい場合、第二種電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項それぞれの要件定義や適用範囲等が不明確であり、例えば、「接続事業者が通常必要とする」事項として今回の改正で新たに施行規則第 23 条の 9 の 5 に追加された役務利用管理システムの機能及び料金が将来的に接続料規則の対象となる等、恣意的に各要件の適用範囲が拡大することが懸念されます。</p> <p>以上のことから、今後規定レベルが恣意的に判断されることのないよう、①「接続事業者が通常必要とする」事項、「重要性に鑑みた」事項及び「通信を成立させるために不可欠な構成要素」の定義、②適用範囲及び判断基準等のポリシーそれぞれについて、明確に考え方をお示しいただくことを要望します。</p>
<p>第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)の一部改正案 第 4 条第 2 項</p>	<p>【弊社意見】</p> <p>SIM カードは電気通信事業法における電気通信設備及び電気通信回線設備ではなく、契約者を特定するための情報を記録した「電磁的記録媒体」であることから、そもそも第二種指定電気通信設備には該当しないことは明らかです。</p> <p>接続料規則は、第二種指定電気通信設備との接続に関し第二種指定電気通信設備を設置する</p>

該当箇所	意見
	<p>事業者(以下、「第二種指定電気通信事業者」という。)が取得すべき金額(いわゆる「接続料」)に関し算定方法等を定めるものであり、「通信を成立させるために不可欠な」ことを理由に第二種指定電気通信設備ではない SIM カードの提供に係る料金を接続料規則に定めることは適当でないと考えます。</p> <p>仮に、「通信を成立させるために不可欠な」ことを理由に第二種指定電気通信設備以外の料金が接続料規則に定められることとなるのであれば、今後、恣意的な解釈により、第二種指定電気通信設備に該当しない料金が接続料規則に定められることのないよう、その範囲を明確に限定していただくことを要望します。</p> <p>なお、SIMカードの提供に係る料金の算定方法を明確にすることが目的であれば、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係にするガイドライン」に規定する等で十分に満たされるものと考えます。</p>
<p>平成 28 年総務省告示第 107 号(情報の開示に関する事項を定める件)の一部改正案 第 2 条第 6 項</p>	<p>【弊社意見】</p> <p>今回の告示改正案において、他事業者の予見性確保を目的として「第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものの見込みの額に関する情報」(以下、「網改造料見込み額」という。)の開示が定められています。</p> <p>弊社は他事業者と守秘義務契約を締結後、必要に応じ協議や事前調査申込回答等を通じて他事業者の要望等を確認しつつ、現在接続事業者に提供している機能に関する網改造料見込み額を提示しており、他事業者の予見性の確保に取り組んでいることから、網改造料見込み額を予め開示するまでの必要性はないものと考えます。</p> <p>また、網改造料は他事業者との個別協議により仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であり、全ての事業者に一律同条件で開発する性質のものではないため、その見込み額を予め開示することは困難であると考えます。このような制約の中、仮に、個別協議等において変動する可能性のある料金に関し、他事業者の要望等を未考慮の見込み額の開示を行ったとしても、実額との乖離が生じる可能性があり、結果的に、他事業者の予見性確保にも繋がらないばかりか、却って当該乖離により実負担額が見込み額を上まいった場合に、協議が難航する等の新たな懸念が生じることも否めません。</p>

該当箇所	意見
	<p>このような問題を回避するためには、第二種指定電気通信事業者が提示する見込み額はあらかじめ多めに要件を見積もった額(金額としては高めの額)を設定せざるを得なくなることも容易に想定され、その場合、当然のことながら、他事業者の予見性の確保に寄与しないことから、本制度改正の目的を達成することは困難であると考えます。</p> <p>なお、仮に網改造料見込み額を予め開示することを義務化するのであれば、弊社のようにデータ伝送交換機能を利用した接続実績の少ない第二種指定電気通信事業者は見込み額の設定が困難であるといった事情を考慮いただき、ある程度実績を積んだ上で見込み額を開示することを認める等の措置を最低限検討いただくよう要望します。</p>
その他	(略)

以上

意見書

平成 29 年 7 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(総論)

モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を有する固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置し、MVNO にとってはこれらの中から自らの条件に合致したより良い事業者を選択することができます。そうした環境の中で MVNO を含めた移動体事業者は互いに激しい競争を繰り広げています。

上述のような市場環境を踏まえ、モバイル市場における競争ルールについては、これまで総務省審議会・研究会等を通じて関係事業者を含めたオープンな議論を重ねて、二種指定事業者のネットワーク機能のアンバンドルや接続料算定方法について「電気通信事業法施行規則」や「第二種指定電気通信設備接続料規則」、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」等に定められてきました。これらの累次のルールを踏まえた二種指定事業者の自主的な取り組みによって MVNO の参入が促進され、MVNO を含めた複数事業者間の競争の進展が一層図られてきたと理解しています。

今般の省令等の改正は、先般開催された電気通信市場検証会議における MVNO 各社からの要望を踏まえて、MVNO の競争環境の整備を図るものであり、真摯に対応していく所存ではありますが、現行の電気通信事業法の適用にあたっての見解の相違があり、改正にあたっては慎重に議論をした上で行うべきと考えます。

今般の省令等改正案は、主に以下の二つの点で問題があると考えております。

- ① 電気通信事業法第 34 条に定める第二種指定電気通信設備以外の「回線管理機能」及び「SIM カード」について、あたかも第二種指定電気通信設備のごとく取扱い、取得すべき金額を接続約款に定めるよう省令等にて義務付けていること
- ② 「回線管理機能」及び「SIM カード」について、アンバンドル機能には指定されていないにもかかわらず、実態を踏まえた議論がなされないまま、適切なプロセスを経ずにアンバンドル機能である「データ伝送交換機能」の一部として取り扱っていること

第二種指定電気通信設備接続料規則においては、「第二種指定電気通信設備との接続に関し、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額」を定めるものであり、電気通信事業法第 34 条第 1 項から第 3 項を踏まえると、第二種指定電気通信設備に係る費用を「接続料」と定義しているものと解釈しています。従って、第二種指定電気通信設備に該当しない「回線管理機能」と「SIM カード」に係る費用を明確な考え方や基準なく、接続料として第二種指定電気通信設備接続規則に規定することは適切ではないと考えます。

また、「データ伝送交換機能」は、従来より第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条においてアンバンドル機能として接続料対象に規定されており、本改正案では「回線管理機能」と「SIM カード」が「データ伝送交換機能」の中に区分されることとなっていますが、区分にあたっての明確な判断基準やその妥当性が示されないまま、あたかもアンバンドル機能であるかのように取り扱われており、これまで適切なプロセスを経て整理されてきた接続料の解釈を安易に拡大するものと懸念しています。

特に、「SIM カード」は、電気通信事業法における設備及び回線ではなく、MNO と MVNO の設備の接続に必要な情報が書かれた媒体であり、その情報は通信を成立するために必要なものですが、その媒体自体は MVNO が独自に調達可能であることや、将来「SIM カード」を必要としない技術的方策も予想されるなか、通信を成立させるために不可欠な設備として見なすことは適切ではないと考えます。

(各論)

電気通信事業法施行規則

該当箇所	意見
<p>(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)</p> <p>第二十三条の九の三</p> <p>三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額(第二種指定電気通信設備との接続に関し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次号、次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。)の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法(案分方法を含む。))</p>	<p>他事業者の請求に応じて個別に開発する機能(網改造機能)の開発に要する費用(網改造費用)については、開発が完了して初めてその費用が固まるものであるため、内容が不明な他事業者からの接続請求の内容を予見して予め接続約款に掲載することは困難です。</p> <p>今回の改正案の趣旨は、網改造費用の額を接続約款に規定することを求めるものではなく、その算定方法や按分方法について具体的に記載することを求めているものと理解しています。</p>
<p>(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)</p> <p>第二十三条の九の五</p> <p>三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務(当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。第三号の二及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム(以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。)若しくはSIMカード(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。)の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続</p> <p>三の二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務の提供に用いられる標準的な役務利用管理システムの機能及び当該役務利用管理システムに関して、他事業</p>	<p>総論で述べたとおり、SIMカードについてはその他に代替する方策があり、必ずしも通信を成立させるために不可欠な要素には該当しないと理解しています。加えて、役務利用管理システムもMVNOのサービスによっては必要としない様態も存在し、同様のものと考えます。今回の改正案では、同条第3項第1号木の「接続を円滑に行うために必要な事項」として追加されようとしていますが、明確な考え方や基準がないまま規定することは適当ではないと考えます。</p> <p>仮に当該システム等の機能や種類、その費用について電気通信事業法施行規則に規定するのであれば、少なくとも規定する適用範囲や判断基準を明確にすべきであり、各種機能の技術的背景を踏まえた十分な議論が必要と考えます。</p>

<p>者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの</p> <p>三の三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する他事業者による電気通信役務の提供に用いられる SIM カードの種類及び機能</p>	
---	--

第二種指定電気通信設備接続料規則

該当箇所	意見
<p>第五章 接続料の計算等（第十六条）</p> <p>〔附則 略〕</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>2 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの</p> <p>二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）</p> <p>三 SIM カード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定する SIM カードをいう。以下同じ。）の提供に係るもの</p> <p>（データ伝送交換機能の接続料）</p> <p>第十三条 第四条第一項第二号に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。</p> <p>一 第四条第二項第一号 回線容量</p> <p>二 第四条第二項第二号 回線数</p> <p>三 第四条第二項第三号 SIM カードの枚数</p>	<p>第二種指定電気通信設備接続料規則は、「第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額に関して、電気通信事業法第 34 条第 3 項第 1 号口の機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項」を定めるものと認識しておりますが、電気通信事業法第 34 条第 1 項を踏まえれば回線管理機能や SIM カードはそもそも第二種指定電気通信設備の対象外であるにもかかわらず、これらの設備の取得すべき金額について接続料規則に規定することは、「接続に関し」という文言を拡大解釈するものと懸念しています。</p> <p>仮に回線管理機能や SIM カードの算定方法を第二種指定電気通信設備接続料規則に規定するのであれば、その判断基準を明確にすべきと考えます。</p>

平成二十八年総務省告示第百七号（情報の開示に関する次項を定める件）の一部を改正する告示案

該当箇所	意見
<p>（開示される情報）</p> <p>第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。</p> <p>六 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号。以下「接続料規則」とい</p>	<p>網改造費用については、接続事業者の要望をもとに個別に開示する機能に応じて変わりうるものであり、要望を伺わないまま予見性を確保できる見込み額を予め開示することは困難です。</p>

<p>う。) 第四条第一項各号に掲げる機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であつて、第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するもの見込みの額に関する情報</p> <p>七 特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報</p>	<p>従つて、接続事業者との協議の中で、その要望を踏まえた網改造費用を可能な限り早期に開示する方が接続事業者の予見性を確保できると考えます。</p>
--	--

MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

該当箇所	意見
<p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの関係</p> <p>4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項</p> <p>カ 障害情報の提供</p> <p>[新設] 昭和62年郵政省告示第73号(情報通信ネットワーク安全・信頼性基準)では、「仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。」と定めている。なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第4号により、ふくそう、事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、MVNOに通知しなければならない。</p> <p>また、自身がMVNEとして他のMVNOに電気通信役務の提供を行っているMVNOにおいては、MNO等の提供元事業者から得た当該事故等の情報について、速やかに提供先事業者に情報を提供することが適当である。</p>	<p>(略)</p>

以上

意見書

平成 29 年 7 月 24 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等(新旧対照表)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

(別紙)

省令・告示案については、業界がより公正となる事が期待出来る望ましいものであると思われた。

以上